

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○谷委員長 次に、荒井聰君。

○荒井委員 民進党の荒井聰でございます。

きょうは、熊本の地震を中心に、気象庁の地震観測体制などについて議論を深めたいと思っておりますが、その前に、三菱自動車の燃費データの偽装について通告をしておりますので、これについて簡単に御質問をしたいと思います。

燃費といえば、車を買うとき消費者が一番関心を持つというか、燃費がどのぐらいなのかということに関心を持って車の購入のときの判断にするわけですけども、それがどうして偽装されたのか、監視体制というのはどうなのか、ほかの車種ではどうなっているのか、大体、国交省が今実施している独自走行試験というものは常に行っていないのかといったような疑問を持たれるんですけども、このあたり、どうなんでしょうか。簡単に結構ですので、お答えいただけますか。

○藤井政府参考人 お答えいたします。

今回の三菱自動車工業の不正事案でございますけれども、現在、三つの事実が判明しているという理解をしております。

一つは、軽自動車四車種以外を含め、多くの車種について、長年にわたり国が定めた方法と異なる方法で走行抵抗値の実測を行っていたこと。二つ目が、軽自動車四車種については、一部を除き実測を行わず、机上で走行抵抗値を計算していたこと。さらには、軽自動車の一部について、実測した走行抵抗値のデータを改ざんしていたこと。これらが今明らかになっている事実と認識をしております。

自動車の型式指定のための検査に必要なデータのうち、一定の気象条件のもとで測定する必要があるもの、あるいは複数回にわたり測定する必要があるものについては、これまで自動車メーカーから提出された数値を信頼して審査を行ってきたところであり、この点がデータの改ざんの背景にあったものという認識をしております。

国交省としましては、今回の事態を踏まえまして、自動車メーカーが提出するデータに関する不正行為を防止し、自動車メーカーの法令遵守の徹底を図る方策について、省内にタスクフォースを四月二十八日に発足させ、できるだけ早く結論を得るべく至急検討を行っているところでございます。

さらに、五月二日から、独立行政法人自動車技術総合機構におきまして、軽自動車の四車種につきまして走行抵抗値及び燃費、排出ガスの確認試

験を開始しております。これにつきましては、この結果を六月中に取りまとめ、公表するというようにしているところでございます。

いずれにしても、今回の事案は自動車の審査にかかわる信頼の根本を揺るがすものでありまして、これにつきましての不正防止対策を早急にとつてまいりたいと考えているところでございます。

○荒井委員 大臣、最近の国交省の関係する産業というか企業、例えば、バスの事例では軽井沢のバスの事故、あるいはくい打ちの事件、あるいはつい最近明るみに出ました羽田の施工の不良とか、どうもコンプライアンスにかかわる事件が相次いでいますよね。

今回の自動車産業の場合には、日本の産業の中心をなすところであって、この影響というのはとても大きいと思うんです。

国交省全体の産業にかかわるコンプライアンスの問題についてこれからどう取り組んでいかれるのか、それらの視点も踏まえて御見解をいただければと思います。

○石井国務大臣 国交省にかかわりますいろいろな事件が起きているところでございまして、今回の三菱の事案につきましても、我が国の自動車産業に対する信頼を揺るがしかねない大変遺憾な事態であるというふうに考えてございます。

個々の事案につきましては、それぞれ原因究明とともに再発防止策を講じているところでございまして、今回の三菱の事案につきましても、その全容を解明すると同時に、これまでである意味で自

自動車メーカーを信頼して、そのデータを信頼した上で我々が検査を行っていたというその信頼が損なわれたということでございますので、改めて、そういったことの確認のあり方等もしっかり省内で検討させていただいているところでございます。

○荒井委員 この種の事件は、最初、東洋ゴムの耐震偽装の話もあったんですけども、この間ずっと、この種の事件があると、監視を厳しくする、規制を厳しくするという形で対処をしているように思うんですけども、もつとどこかに根本的な何か違う、我々が気がついていない何かあるんじゃないのかなというふうにも思います。それは日本人の倫理観だとかあるいは企業倫理だとか、そういう全体のものが国交省関連のところに少しく集中しちゃっているのかな、それは体質の古さと関係しているのかもしれない、そんなふうにも思います。

この話は、いずれまたゆっくり議論をしたいと思えます。

きょうは、熊本の地震に端を發しました地震問題について少し議論をしたいと思えます。

まず、最近の熊本で起きている大きな事案というのは、土砂崩れによる死者と、それから住宅の倒壊による死者が大変多い、大半がこれだと思っておりますけれども、土砂崩れの場合には、二〇一四年に、私たちが苦勞して、あのとき土砂災害対策法という法律をつくったはずであります。改正土砂災害防止対策推進法、これで警戒区域を指定することになっていたわけなんです。

今回の熊本地震で、人的被害を伴う土砂崩れは

全部で何カ所あって、そのうちのどの部分が、人的被害を伴う以外も含めて全部でどれだけあって、そのうち人的被害がどれだけあって、それから崩壊箇所は指定地域に含まれていたのかどうかというところを明らかにしてください。

○金尾政府参考人 今回の熊本地震において人的被害が確認された土砂災害、これは五月九日現在でございますけれども、三カ所で発生してございます。

このうち、地震発生前に土砂災害警戒区域に指定されていた箇所は一カ所という状況でございます。

土砂災害防止法では、高さ五メートル以上、傾斜度三十度以上の急傾斜地などの箇所を土砂災害警戒区域の指定対象としておりまして、その条件に当てはまらない箇所での地震による土砂災害、これを事前に予測することは現在の技術では大変難しい状況でございます。

そういう状況ではございますが、今回の地震によって発生した土砂災害について今後さらに詳しい調査を進めてまいります。

○荒井委員 あのときの土砂災害というのは、豪雨による土砂災害のおそれのあるところという観点で警戒指定をする、そういう論理だったと思うんですけども、今回新たに地震でこういう状況になったわけですから、地震についてもやはり考慮する必要がここで出てきたんだろうというふうにも思えます。

ところで、大規模な土砂崩れの最大のものは南阿蘇村の阿蘇大橋付近の復旧工事についてですけ

れども、ここでの土砂災害です。新聞では五十万立方メートルと書いてあるんですけども、あの数字は五十万じゃきかないんじゃないかなと思います。これによって、国道五十七号やJR豊肥線が埋まったままの状態であります。

一部には復旧作業に着手したという報道もあるんですけども、こういう地震が続いている最中の復旧作業というのは大変困難だと思うんですけども、この今の進捗状況はいかがでしょうか。

○森政府参考人 お答えいたします。

この阿蘇大橋地区につきましては、まさに大崩落いたしました斜面の安定化、そして国道五十七号、JR豊肥線、そして加えて、これは県が管理しておった道路でございますが、国道三百二十五号の阿蘇大橋、こういったものを一体的に国の技術力でもって復旧するという方を方針として出させていただいているところでございます。

今委員御指摘の着手ということに関しては、この崩落した斜面崩壊をいかに安定化させるかというための工事の工事用通路を今着手させていただいているところではございますが、まだ、この斜面崩壊につきましては、斜面の上部の方に亀裂が多数確認をされているところでございますし、余震あるいは雨といったことによりまして容易に崩落する危険性も高いということで、具体的に安定化をどのようにしていくのかということについては今後十分に検討していく必要があるというふうにも考えているところでございます。

このため、斜面の安定化の見通しについてはまだ明確になっておりませんので、斜面对策と一体

的な復旧計画が必要となります。国道五十七号あるいは豊肥線といったものについても、まだ今復旧の見通しのめどが立たず、それについての計画を、今いろいろなところで意見を聞かせていただいているところでございます。

以上でございます。

○荒井委員 私も土木技術者の端くれですので、あれがどのぐらいの規模なのかというのはおおよそ感じはつかめるんですね。そうすると、J R線やあるいは道路の復旧というのは、迂回路をつくらとか別な選択肢を検討していかないと、その地域が孤立化してしまうのではないかと、そのことを心配しています。

次に死者が多かったのが、建物の崩壊ですね。

建物の崩壊で、一九八一年の新耐震基準導入の住宅では、震度七以上に耐えられるということを目指してあの耐震設計基準をつくったはずなんですけれども、しかし、現地の調査では、そのうちの二割から三割ぐらいが倒壊をしているのではないかとという調査もございます。

どだい、耐震設計は震度七クラスの地震が続けて二回来るということを想定していなかったのではないかと思うんですけれども、そこはどうでしょうか。現地の実態と、それから新耐震基準についての考え方というのを明らかにしていただけますか。

○由木政府参考人 お答えいたします。

今回の熊本地震では、建築物に関して多くの被害が生じております。国土交通省では、国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人建築研究所

の専門家を現地に送って、建築物の被害に関する調査を行っているところでございます。

これまで行われた調査によりますと、築年数がおおむね四十年を超えるというふうに推定されます。木造住宅の倒壊が多数確認をされております。一方、お話しございました、昭和五十六年に施行された新耐震基準以降に建設されたというふう

に推定されます木造住宅においても被害が生じているということが明らかになっております。

建築基準法は、お話しいただきましたように、建築物の種類によらず、守るべき最低基準といまして、人命安全の観点から、震度六強から七に達する程度の大地震に対して倒壊、崩壊しないということを耐震基準として定めております。

このため、大地震後に一定程度損傷する場合もございまして、損傷した建築物は、その後にもまた地震が起きると、倒壊しかねない状態となっている可能性がございます。

一方、今回、複数の大地震を経験しても、特に被害が見られない建築物も数多く存在しているところでございます。現時点では、現行基準に適合いたします建築物が今回のような地震に対してどの程度の安全性を有しているかについては、残念ながら、まだ特定できておりません。

こうしたことから、国土交通省といたしましては、引き続き、さらに詳細に調査をいたしまして、状況の把握と被害要因の分析を進めることとして、いと考えております。

繰り返し発生いたします大地震への対応も含めまして、現在の耐震基準が十分かどうかという点

について、先ほど申しました当方の研究所による追加調査、あるいは、現在、大学あるいは日本建築学会の専門家の方々も多く現地調査をされております。こうした知見も結果をいたしまして、予断を交えずにしっかりと検証してまいりたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○荒井委員 建物の倒壊の中で象徴的なのが、熊本城の破損です。あの熊本城の破損、専門家の一部ですけれども、昭和になってからの熊本城というのは大規模に改築したんですね。それまで木造だったのをコンクリート製にしたというところで、木造ならばあの基礎の部分はずっとたかもしれない、上の方に重たいものをどんと乗っけたので石垣に相当なダメージが加わった、昔の建物というのは、もっとそのあたりを考慮した耐震度合いというものがあつたのではないかと、このことを指摘する人もいます。これはおもしろい指摘だと思っておりますけれども、ぜひ耐震の問題というのは今後とも調査をして明らかにしていただきたいと思っております。

この倒壊の中で、建物の破損の中で、熊本市民病院が大きく破損をいたしました。この熊本市民病院というのは熊本を中心とする小児科、周産期医療の拠点病院なんですね。この機能が約四〇%ぐらい喪失したのではないかと、これが言われているんですけれども、これについての現状とそれから対策について、きょうは厚生労働省からどなたか来ていますよね、それをお答えいただけますか。

○梅田政府参考人 お答えいたします。

熊本市民病院は、総合周産期母子医療センターとして、母体胎児集中治療室を六床、新生児集中治療室を十八床、新生児回復期病床を二十四床有するなど、熊本県の周産期医療の中心的な役割を担っております。そして、小児医療についても、小児の心臓外科手術など、小児の高度で専門的な集学的治療において重要な役割を果たしてこられました。

しかしながら、一般の熊本地震により、倒壊の危険から、現在、一部の外来診療を除き診療を休止しており、入院患者は他地域の医療機関への搬送等に対処したというふうに承知しております。

熊本市民病院の復旧にはある程度の時間がかかることが予想されますので、その間、同病院が担ってきた小児、周産期医療提供体制の代替を検討することは不可避です。このため、熊本県において、熊本大学医学部附属病院や関係学会を中心に、ちよと本日でございますが、小児、周産期医療に関する協議が予定されております。厚生労働省からも職員を派遣しております。

今後、近隣地域の医療従事者や医療機関の連携の調整ですとか受け入れ機関の体制強化などが必要となることから、厚生労働省といたしましても、熊本県、熊本市と連携しながら、熊本県内の小児周産期医療体制の確保に万全を期してまいりたいと考えております。

○荒井委員 熊本県というのは小児医療体制の非常に整備されたところとして有名なところなんです。したがって、こういう拠点病院が機能を大

きく喪失したんですけれども、現地の小児科医の先生方あるいは関係者が非常に大きな努力を払ってその解消に努めている。

ところが、このぐらいの震災が首都圏を襲ったときには、恐らく首都圏では対応は熊本のような形にはいかないだろう、第一、小児科の医療を必要とする子供たちがどこにいるのかということが把握できていないはずだということを指摘されるお医者さんもおられます。こういう点を考慮していただいて、熊本の事例を、ぜひ早くに回復のための努力をされて、その知見が首都圏にも応用できるような、そういう体制をぜひ組んでいただきたいというふうに思います。

さて、きょう、日本経済新聞に「気象庁の敗北宣言」という記事が出ました。非常にショッキングな記事であります。非常に残念です。というのは、地震の問題について国民はどこを頼りにしたらいのかという、やはり気象庁なんです。その気象庁が今回、あるいは私は東北の津波のあれについてもそうではないかと思うんですけれども、そこが今大きな課題になっているのではないかとこのように思います。

私が議員になったときに阪神・淡路の大震災がございました。あのときにも高速道路が落ち、そして新幹線の橋梁部分が大規模に倒壊をしたときであります。あのときに調査に入った人が鉄道研究所の石橋さんという方でありまして、その石橋さんがそこをつぶさに見た結果、JR東日本の東北新幹線の地震強化工事をやらなければだめだということも当時のJR東日本の幹部に具申をし、

東日本の東北新幹線の補強工事が始まりました。

ほぼ終わったぐらいのときに、その石橋さんという方が当時の東日本の社長に談判をいたしました。あるトンネルの直前のここはどうしても強化しなければならぬということも言ったそうです。強化するには数億かかるわけですから、もう民間企業となっておりまして、株主責任もありますから、どうしてだねと言ったら、彼は言いました、技術者としての私の勘です。言う方も言う方ですけれども、よしわかった、それではやれと言ってやったのが直江津のトンネルの直前の高架橋の補強工事でありました。

工事が終わって数年後に中越の地震が起き、まさしくそこで、二百三十キロで走っている新幹線が脱線をしたわけでありまして。しかし、脱線をして一人の死者も出さなかったということ、むしろ日本の新幹線技術のすぐれたそういう能力というものが世界的に評価をされたこととなりました。

私は、気象庁というのは、この石橋さんの役割をする、そういうことが必要なんじゃないかと思うんです。そして、大臣、政治家や幹部は、この東日本の社長の役割をしなければならぬんじゃないでしょうか。地震の予知というのは、あるいは予測というのは大変難しい、技術的には困難だということになっていくんですけれども、このあたりは危ないという判断は、私は、技術者あるいは研究者には何となくわかっているんじゃないんだらうかというふうにも思うのであります。

例えばこれですね。震度七の地震が二回訪れた

のは想定外だというのが気象庁の見解であります。今までそうだったんでしよう。だけれども、東北大震災のあのときに、二日前にマグニチュード七以上の地震があつたので起きています。

そして、一部の科学者は、それが誘発してあのマグニチュード九・〇という巨大な地震が誘発されたのではないかと見解を持っています。

そして、マグニチュード七・〇のあの地震のときに、もうあそこはひずみがたくさんたまっていますから危ないと警告を出すべきだったのだろうか、科学者の良心として警告を出すべきだったのではないだろうかといまだに悔やんでいる人たちがおります。京都大学の防災研究所の西村先生とか、東北大学の一部の地震学者であります。

私は今回も、最初が前震で、その後起きたのが本震だと言っていますけれども、その前震と言われているときにもつと、あの東北大震災のような例があるわけですから、地震の誘発というものを招きかねないということ想定するべきだったのではないだろうかというふうに思うんですが、気象庁、いかがですか。

○橋田政府参考人 委員が今御指摘、御質問のありました、まず、東日本大震災に係る本震の直前、三月九日から十日にかけて発生した地震と本震との関係についてでございます。

平成二十三年の三月九日に、気象庁では、三陸沖百六十キロメートルの海域でマグニチュード七・三の地震を観測しました。また、翌日十日には、マグニチュード六・八の地震を観測しております。その後、さらに翌日の三月十一日の巨大地震まで

には、それらの地震を、それ以降、いわゆる余震として観測しております。

委員御指摘の、三月十一日の巨大地震の兆候と判断できなかったのかという指摘でございますけれども、現在の地震学では、ある地震活動から、その後さらに大きな規模の地震が発生するか否かを予測する手法は確立されていないというのが現状でございます。

なお、三月九日に発生しましたマグニチュード七・三の地震と同程度の規模の地震は、東北地方の太平洋沖の震源で、この直近百年間で二十九回発生しております。その後、その二十九回につきまして、大規模な地震につながったという事例はございませんでした。

また、今回の熊本地震につきましても、熊本県大分県の地域で四月十四日にマグニチュード六・五の地震が発生いたしましたけれども、六・五より大きな地震が発生したという事例を私どもは持つておりません。このようなことから、さらに大きな地震が発生するというようなことを呼びかけることはしなかったというのが事実でございます。

以上でございます。

○荒井委員 NHKの四月三日のメガディザスターという番組があります。最近のNHKは、政治番組はちよつと眉に唾するところがあるんですけども、特集の番組は、いい番組をつくつていますよ。

その番組の中で言っているのは、プレートというのは、今までのように、日本の内陸プレートは

一枚と言われていたんだけど、どうもそうじゃないみたいだ、十数枚のプレートに分かれているようだ、その研究がGPSの研究から明らかになりつつあると。

その研究の日本の第一人者は京都大学の防災研究所の西村さんという方ですが、その方が発表しております。GPSによって、日本の国土がどういうふうに移動しているのかということがミリ単位でわかるようになってきたということから、過去の地震の発生度合いとを比べながら、プレートがどうもブロックごとに分かれているようだ、そして、ブロックとブロックの境界で大きな地震が発生する確率が高いということを既に学会で発表しております。

同じようなことは、アメリカのハーバード大学のブレンダン・ミードという人がやはり同じような発表をしております、日本列島は細かなプレートとの分断で構成されているということを発表しております。そのプレートの分断の箇所が、まさしく今回地震が起きたところなんです。そして、そのプレートの分断はずっと東の方に行って、阪神、淡路、そっちの方に行きます。

二十年前に阪神・淡路大震災があつたんですけども、地質学的に言うと、二十年というのはすぐ隣という感じなんだそうです。したがって、この断層が、今まで九州の中部の地震はなかったということになっているんですけども、この西村さんの知見あるいはブレンダン・ミードの知見をもっと早くに知っていたら、もう少し違った対策というものができたのではないだろうか。

恐らく西村さんたちは今度の地震を、誘発された地震、後で起きた方が大きいですから、東北大地震のときと同じ構造であれを捉えているのではないだろうかというふうに思います。

そこで、国土地理院のGPSの研究という作業、世界的にも大変基準点の多い観測をしているというので有名なんですけれども、そのきっかけと最近までの成果、それはいかがになっているのでしょうか、お知らせいただけますか。国土地理院来られているでしょう。

○越智政府参考人 お答えいたします。

国土地理院では、全国に約千三百点の電子基準点を設置し、全国の地殻変動などを観測監視しているところがあります。

例えば、平成二十三年三月十一日の東北地方太平洋沖地震に先立って、先ほど気象庁長官からもありました、三月九日に三陸沖で発生しましたマグニチュード七・三の地震では、岩手県大船渡市に設置してございます電子基準点で東南東方向に約三センチメートルの変動が観測されました。

一方、この三月九日の地震以前は特段の変化は観測されておらず、また、三月九日の地震以降も、一般的に大きな地震の後に引き続いて発生する余効変動以外に特段の変化は観測されてございません。

そして、これら電子基準点の解析結果には、地震にかかわる地殻変動だけではなく、例えば気象の変化などに伴う短期的なばらつきなど、さまざまのノイズが含まれてございます。また、観測されず地殻変動が、余効変動か本震につながる兆

候であるかを見きわめる知見や技術は確立されていないのが現状であります。

このようなことから、電子基準点による地殻変動の状況を見て地震の兆候として把握することは、現時点ではまだまだ数多く検討すべき課題があるものと承知しているところでございます。

したがって、国土地理院としましては、引き続き、地震調査研究推進本部や気象庁等の関係機関と連携し、電子基準点による観測や技術開発を継続しまして、地殻変動に関する知見や技術を深めてまいりたいと考えているところでございます。

○荒井委員 ちょっと地震の歴史というのを調べてみたんですけども、大変おもしろいことがわかりました。

地震学というのは、我が国では、東大の理学部の地理学の大森さんという教授と今村さんという助教授が、今の日本の地震学、これは大正年間だと思えますけれども、つくり上げたというふうに言われています。

助教授の今村明恒さんという方が、過去の例をずっと調査していくと、江戸、東京、百年から五十年に一回地震が起きているということ明らかにするわけです。もしも今の状態で地震が起きれば東京は大火に見舞われるだろうということを見抜いて、それを論文に書くんですね。そうしましたら、その論文が新聞に取り上げられて、東京じゅうがパニックになっちゃうんです。そのパニックを静めるために、大森さんという今村さんの前任者が、今村の説は、あれは浮説である、うそ

だ、大ぼら吹きだといって、別の論文を発表するんです。その結果、結果的にはそのパニックはおさまるんですけども、これによって今村明恒という人は地震学としての権威というのが失われたというふうに言われています。

私は、この話は、今の地震学者やあるいは気象庁、できない、できないと言っているその人たちのある種のトラウマになっているんじゃないだろうかというふうにも思うんです。

彼は、その後、関東大震災が来ますから、復権をして、そして関東の次は南海だと言って、南海に私費を出して調査機関を設けますけれども、戦後すぐで資材もなくて、結果的には、南海地震のそのときにも役には立たなかったと言われてます。

しかし、彼が言っているのは、地震は防ぐことはできないけれども、震災は防ぐことはできるという言葉を残しています。そのとおりなんです。地震が起きたときにどのような災害が起きるのかということをあらかじめ想定しておくということが、これは科学者だけではなくて、行政だけではなくて、政治家の仕事でもあるんじゃないかというふうに私は思います。

彼は、自分の無力さを悟ったのでしょいか、最後に文科省に働きかけて、防災教育というのをやります。当時の小学校の教科書に「稲むらの火」というのを掲げさせるんです。南海地震の直前に、「稲むらの火」というのが教科書に載るんですね。これは和歌山の人だったらほとんどの人が知っているんじゃないかと思えますけれども、地

震が起きたときに必ず津波が来るということ、自分が収穫した稲に火をつけて逃げる目安にしたということでもあります。

そういう意味で、防災教育というのは極めて重要だと思わなければいけません。きょうは文科省が来ておられるでしょう、今の現状はどうですか。短くお願いします。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

自然災害は、いかなるときにも想定を超えるものが発生する可能性があるわけですので、日々の教育活動を通じて児童生徒等に、災害時にみずから危険を予測し、安全な行動ができる判断力などを身につけさせることが重要でございます。

東日本大震災の際にも津波襲来時に適切な避難行動がとれた事例があるというふうに承知をしていただければと思いますけれども、これは日ごろの防災教育や避難訓練の成果が発揮された例であるというふうに認識しております。

文部科学省では、学校における防災教育を推進するため、東日本大震災以降、マニュアルの作成や教職員向けの指導資料、また新たな防災教育の手法の開発、成果の全国普及といった事業を行ってきたところでございますけれども、こうしたことを踏まえて、各学校では、地域の実情に応じて地震や津波を想定した避難訓練や防災の専門家を招いた防災教育などが行われているところでございます。

今後、熊本地震の経験なども踏まえ、学校における実践的な防災教育のさらなる充実に取り組ん

でまいりたいと存じます。

○荒井委員 私が今聞きたかったのは、教科書の中にそういう事例をちゃんと書かせていますかということをお聞きしたかったんですけども、それはまた後にしましょう。

最後になりましたので、大臣、気象庁を抱えておられる、国土地理院を抱えておられる、そして国民は、地震について一体どこを信用したらいいのか、どうも地震の全体の司令塔は文科省にある地震調査委員会のようにも思えるけれども、それは時々学者が集まって議論をしているというような形らしい。そうすると、結局、国民が一番頼りにするのは気象庁ですよ。

その気象庁が、地震は今の予見では未然に予知することはできません。あした起きるとかあさって起きるとかということじゃなくて、私は一年先とかあるいは二年先というようなことでも構わないと思うんですけども、そういうようなことに挑戦をしないということに私はむしろ大きな疑問を感じるんですね。

科学者や技術者だったら、やはり挑戦しなきゃだめですよ。そして、それぞれのときの失敗というものを糧にしながらその技術を磨いていく。これは、気象がそうだったんじゃないですか。

気象の現象というものは、富士山の上にレーダーをつくるのにあれだけの情熱をかけて、そして気象衛星は一つでは足りないといって数台打ち上げていく、そういう努力をして気象に関する天気予報というものを確立していったわけですね。同じようなことが地震の問題についてあつてしかる

べきだというふうに私は思います。

これは、政府全体として、文科省やあるいは関係機関も踏まえながら、地震体制、想定されている東南海の地震、三十万人が死ぬかもしれないと言われていきますよね。三十兆円の損害額が出るかもしれないと言われていきます。それに対する対応は、今の気象庁だけでは、この体制だけでは大変心もとないと思うんですけども、大臣、いかがでしょうか。

○石井国務大臣 地震の発生の予測につきましては、いまだ調査研究が進められている段階だと思っております。

政府全体としましては、地震調査研究推進本部を中心としまして、政府の関係機関、大学等の研究機関が一丸となつて調査研究に取り組んでおります。

気象庁においては、こういった調査研究に貢献していくとともに、この研究の成果を積極的に取り入れて、観測監視の強化や適時適切な情報の提供に努めていきたい、このように考えております。

○荒井委員 私は、気象庁に、激励の意味を込めて、もっと元気を出せ、失敗を恐れるな、そんなふうに言いたいと思います。

以上、終わります。